

広島県企業職員等定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第六号

広島県企業職員等定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

例

(広島県企業職員等定数条例の一部改正)

第一条 広島県企業職員等定数条例(昭和四十三年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、広島県土地造成事業、広島県流域下水道事業及び広島県病院事業に常時勤務する職員(以下「職員」という。)の定数に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 広島県流域下水道事業の職員 三〇人</p> <p>三 (略)</p> | <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、広島県土地造成事業、広島県工業用水道事業、広島県水道用水供給事業、広島県流域下水道事業及び広島県病院事業に常時勤務する職員(以下「職員」という。)の定数に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 広島県工業用水道事業、広島県水道用水供給事業及び広島県流域下水道事業の職員 一三四人</p> <p>三 (略)</p> |

(広島県学校職員定数条例の一部改正)

第二条 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|------|------|
| (定数) | (定数) |

第二条 (略)

- 一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、〇七八人
- 二 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員 九、四四二人

第二条 (略)

- 一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、〇六五人
- 二 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員 九、四六七人

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。